

第8回 赤穂市地域公共交通会議 会議録

- 1 日 時 令和3年12月17日(金) 14:00～14:53
- 2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
- 3 出席者
- (1) 委員
- | | |
|--------|-----------------|
| 藤本 大祐 | 赤穂市副市長 |
| 岸本 慎一 | 赤穂市総務部長 |
| 長坂 幸則 | 赤穂市教育次長(管理) |
| 妻木 孝典 | 株式会社ウエスト神姫 |
| 守岡 正彦 | 赤穂タクシー株式会社 |
| 西川 英也 | 赤穂神姫タクシー株式会社 |
| 佐用 大輔 | 御崎タクシー株式会社 |
| 島田 裕弘 | 赤穂市自治会連合会 |
| 眞殿 としみ | 赤穂市女性団体懇話会 |
| 有吉 一美 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 室井 久夫 | 赤穂市老人クラブ連合会 |
| 福本 俊弘 | 赤穂市老人クラブ連合会【代理】 |
| 室井 周冊 | 株式会社ウエスト神姫労働組合 |
- (2) 専門員
- | | |
|-------|-----------------------|
| 安村 直洋 | 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部【代理】 |
| 橋本 宏治 | 兵庫県赤穂警察署交通課 |
| 奥藤 秀樹 | 兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課 |
| 井口 智貴 | 兵庫県西播磨県民局光都土木事務所 |
- (3) 事務局
- | |
|----------|
| 尾崎市長公室長 |
| 玉木企画政策課長 |
| 庵原企画係長 |
- (4) オブザーバー
- | |
|------------|
| 寺下観光課長 |
| 梅本観光協会事務局長 |
- 4 欠席者
- | | |
|-------|---------------|
| 水田 節男 | 公益社団法人兵庫県バス協会 |
| 前田 護 | 赤穂市自治会連合会 |
- 5 会議の概要
- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 委員・専門員等紹介
- (4) 報告事項
- ① 赤穂市のバス運行状況について
 - ② 赤穂市のデマンドタクシー運行状況について
 - ③ 赤穂市地域公共交通会議第9回分科会報告について

- (5) 協議事項
 - ①ゆらのすけの停留所新設について
 - ②デマンドタクシーの運行方法変更について
 - ③赤穂観光周遊バス陣たくん号休止について
- (6) その他
- (7) 閉会

6 議事の概要

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、第8回赤穂市地域公共交通会議を開催させていただきます。

本日はお忙しいところ、また、遠方のところ、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行をさせていただきます。赤穂市市長公室長の尾崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、議事に入ります前に、本日の会議に傍聴の申し出がございます。

会議の傍聴につきましては、赤穂市地域公共交通会議設置要綱第8条の規定に基づきまして、原則公開となっております。本日の会議は特に非公開に該当する案件がございませんので、傍聴を認めることとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。

それでは、傍聴の方にお入りいただきますので、しばらくお待ちください。

それでは開会にあたりまして、赤穂市地域公共交通会議の会長であります藤本副市長からご挨拶を申し上げます。

会長 改めまして、皆さんこんにちは。12月14日の赤穂市恒例の義士祭は、コロナ禍で規模を縮小して開催しましたが無事に終わりました、いよいよ年末に向かっております。

本日は大変お忙しい中、第8回赤穂市地域公共交通会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

平素より、本市行政の円滑な推進につきまして、ご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げます。

さて、人口減少が大きな課題となる中、それぞれの地域で安心して住み続けるために、公共交通は、市民の移動手段として日常生活に大きな影響を及ぼすものとなっております。

特に、赤穂市総合計画の策定に当たりまして、住民の皆さんにアンケートをとりました

ところ、公共交通による利便性の向上は、非常に重要度が高いとされております。

そのような中、ゆらのすけの停留所新設など利便性の向上にむけた提案について、先にご検討いただいた分科会から報告をいただきますとともに、改めまして、この会議にてご協議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきますとともに、今後とも、赤穂市の公共交通の充実にお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが、開会のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして次第3の委員、専門員等の紹介に移らせていただきます。

今年度初めての会議でございまして、各団体の役員変更などにより変わられた委員の方もおられますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。本日配布をいたしております名簿の順に、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立のうえ、一言自己紹介をお願いいたします。

改めまして、会長であります、赤穂市の藤本副市長です。

次に、副会長であります、赤穂市自治会連合会、島田 裕弘様です。

次に、赤穂市の岸本総務部長です。

同じく、長坂教育次長です。

次に、株式会社ウエスト神姫より、妻木 孝典様です。

次に、兵庫県バス協会より、水田 節男様ですが、本日所用のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

次に、赤穂タクシー株式会社より、守岡 正彦様です。

次に、赤穂神姫タクシー株式会社より、西川 英也様です。

次に、御崎タクシー株式会社より、佐用 大輔様です。

次に、赤穂市自治会連合会より、前田 護様ですが、本日所用のため「欠席する」旨、連絡を受けております。

次に、赤穂市女性団体懇話会より、眞殿 としみ様です。

次に、赤穂市老人クラブ連合会より、有吉 一美様です。

同じく、赤穂市老人クラブ連合会より、室井 久夫様です。

同じく、赤穂市老人クラブ連合会より、多田 憲子様ですが、所用のため、本日代理として、福本 俊弘様にご出席をいただいております。

次に、株式会社ウエスト神姫労働組合より、室井 周冊様です。

続きまして、専門員の皆様をご紹介させていただきます。

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部より、田橋 一様ですが、本日は所用のため代理

として安村 直洋様にご出席をいただいております。

次に、兵庫県赤穂警察署交通課より、橋本 宏治様です。

次に、兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課より、奥藤 秀樹様です。

次に、兵庫県西播磨県民局光都土木事務所より、井口 智貴様です。

次に、本日の協議事項のうち、観光周遊バス陣たくん号について関連があります団体といたしまして、赤穂観光協会より、梅本 邦夫様です。

次に、赤穂市産業振興部観光課、寺下観光課長です。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

玉木企画政策課長です。

庵原企画係長です。

最後に、市長公室長の尾崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

藤本会長、よろしく願いします。

会長

それでは、これより議長を務めさせていただきます。次第の4の報告事項に入ります。初めに(1)の赤穂市のバス運行状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは説明させていただきます。

資料1 赤穂市のバス運行状況という資料をお手元お願いいたします。資料をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

初めに、市内循環バス「ゆらのすけ」についてであります。

①導入目的につきましては、市内のバス交通不便地域の解消、高齢者や障がい者等の移動手段の確保、公共施設等への交通の利便性を図ること、としております。

次に、②運行概要ですが、掲記のとおりでございます。

③ルート及び時刻表についてですが、ルートにつきましては、表の1から5の5ルートで、記載しております経路地を、それぞれ運行日に、1日3往復しております。時刻表につきましては、お手元にパンフレットをお配りしておりますので、また後程ご覧いただければと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらは、ゆらのすけの路線図であります。

上の赤色が南北ルートA、その左緑色が南部ルートB、中ほど右、橙色が高野ルート、真ん中下、紫色がみどり団地ルート、その左、青色が東西ルートとなっております。

次の3ページ、こちらはゆらのすけのダイヤグラム・運行図表となっております。

続きまして、4ページをお願いいたします。こちらは、ゆらのすけの利用者数の推移についてであります。平成17年10月の運行開始から令和2年度末までの総数とルート別の利用者数となっております。令和2年度の実績を見ていただきますと、総数で20,312人にご利用いただいております。

続きまして、5ページをお願いいたします。こちらは、1日当たり及び1便当たりの利用者数についてであります。令和2年度の実績として、総数の1日当たりの利用者数は65.9人、その右、1便当たりの利用者数は、4.4人となっております。

続きまして、6ページから7ページにつきましては、各ルートの1日当たりの利用者数と、1便当たりの利用者数を、各年度に分けて、グラフにしたものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。少し文字が小さいのですが、こちらは令和2年度のルート別、停留所別乗降の状況となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。こちらは運行経費についてであります。平成19年度から令和2年度までの運行経費について、記載しております。

令和2年度につきましては、令和2年1月から運行日が、2日であったルートにつきまして、3日運行に増加したことや、新車バス購入等により運行経費が増加しているという状況でございます。

続きまして10ページをお願いいたします。定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」についてであります。初めに①導入目的ですが、東備西播定住自立圏の圏域であります、赤穂市、上郡町、備前市の住民の移動手段の確保、利便性の向上や地域の活性化を図ること、としております。

②の運行概要ですが掲記の通りでございます。

③ルート及び時刻表についてですが、ルートにつきましては、表の1上郡ルートと2備前ルートで、記載しております経由地を、それぞれ運行日に、1日2往復いたしております。

時刻表につきましては、ていじゅうろうもパンフレットをお配りしておりますので、後程ご覧いただければと思います。

また、11ページは、ていじゅうろうの路線図、めくっていただきまして、12ページは、ていじゅうろうのダイヤグラム・運行図表となっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。ていじゅうろうの利用者数の推移についてであります。左から3番目の利用者総数ですが、令和2年度は9,431人にご利用いただいております。ていじゅうろうの運行経費につきましては、東備西播定住自立圏形成推進協議会が負担しております。

1枚めくっていただきまして、14ページは、ていじゅうろうの令和2年度のルート別、停留所別乗降の状況を記載しております。こちらを見ていただくと分かるように、左側の、上郡ルートですと利用者の多くは、1番の上郡駅、18番のイオン赤穂店や、20番の

市民病院、右側の備前ルートでは、30 番のイオン赤穂店で多く乗降されていることがわかるかと思えます。

次に 15 ページから 18 ページにつきましては、赤穂市内を走っております、株式会社ウエスト神姫さんの路線バスの路線図、時刻表などの資料となっておりますので、こちらも後程ご覧いただければと思えます。

19 ページにつきましては、今説明してきました、ゆらのすけ、ていじゅうろう、路線バスと赤穂市内運行している全てのバスの路線図を掲載しております。

次の 20 ページ、21 ページにつきましては、つい先日、令和 2 年度の国勢調査結果が、総務省から公表されましたので、過去の状況も含めまして、赤穂市の人口の資料を参考として掲載しております。

赤穂市のバスの運行状況につきまして、簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 説明は終わりました。
ただ今の事務局の説明に関しまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 特にありません。

会長 では、ないようですので次に、(2)の赤穂市のデマンドタクシーの運行状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それではお手元資料の表紙、右上に資料 2 としております、赤穂市のデマンドタクシー「うね・のり愛号」の運行状況についての資料をお願いいたします。

初めに、①導入目的につきましては、高齢者や自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物、通院などへの交通手段として、自宅から市内循環バスゆらのすけ、及び圏域バスでいじゅうろうの宮前停留所、有年診療所、有年公民館、JR 有年駅、有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校の計 8 カ所の乗降場所までの間を、中型車両の予約型乗合タクシーを公共交通として運行するものであります。

次に、②運行概要ですが、運行エリアは有年地区全域で、利用対象者は赤穂市民の方で、事前に登録をされた方となっております。

利用方法につきましては、完全予約制で 2 ページの上段を見ていただきまして①便、②便を利用する場合は前日の午後 6 時までに、③便から⑥便を利用する場合は当日の午前 10 時までに、タクシー事業者に予約連絡をしていただいて、ご利用いただくこととしております。

次に運行方法ですが、計画主体は赤穂市、運行主体は市内のタクシー事業者で、赤穂タ

クシー株式会社、赤穂神姫タクシー株式会社、御崎タクシー株式会社の3社で、それぞれ2カ月ごとの輪番制で運行しております。

乗降場所につきましては、平成28年7月から、自宅から宮前停留所までの間で開始し、平成30年4月1日からは、宮前停留所のほかに、有年診療所、有年公民館、JR有年駅を新たに乗降場所として追加しております。

そして今年、令和3年4月から有年郵便局、有年隣保館、有年小学校、原小学校を追加して運行しております。

車両・運行日・運休日は、掲記のとおりでございます。

運賃は、1回の乗車につき300円で、小学生未満の方は無料となっております。

続きまして2ページをお願いいたします。利用時間につきましては、先ほど申し上げました①便から⑥便までを掲記の時間をご利用いただけるものとしております。

次に、その下のデマンドタクシーの運行実績についてであります。

利用人数は、令和2年度には、328人にご利用いただきました。

次にその下の収入の部ですが、令和2年度の利用が328人でしたので、運行収入は300円を乗じた9万8,400円となっております。

次にその下、支出の部分を見ていただきますと、運行経費が136万8,500円、事務費が70万8,400円、合わせて207万6,900円となっております。

収入の部に戻りまして、先ほどの支出の部、合計から運行収入を差し引いた197万8,500円が市からの補助金となっております。

デマンドタクシーの運行状況につきまして、以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問があればお願いいたします。

委員 支出の部で運行経費とありますが、これはどういったものが含まれているのですか。

会長 事務局お願いします。

事務局 タクシーの運行経費として、タクシーの30分借り上げの上限運賃が2,300円となっておりますので、その運賃を足し上げた経費となっております。

委員 2,300円ですね。

事務局 はい。30分の借り上げ料金が2,300円です。

委員 これを足していくと136万円ですか。

事務局 そうです。

委員 あともう1点ですが、1年間で大体どのくらいの方が利用されていますか。

事務局 令和2年度の利用者数328人の内訳は、宮前停留所が46人、JR有年駅が48人、有年診療所が50人、有年公民館が184人です。

委員 ありがとうございます。

委員 今のところで不明な点があるのですが、よろしいですか。

会長 どうぞ。

委員 タクシーの減価償却費とかいろいろありますよね。それを全てタクシー会社さんが持っているわけですか。

事務局 タクシー会社さんのタクシーを使っておりますので、車両に対する減価償却費などは、市からは払っておりません。

委員 払っていないのですね。

事務局 はい。

委員 デマンドタクシーの経費は136万8,000円だけですか。

事務局 あと事務費というのがございまして、こちらは1日2,300円の手続き費をお支払いしております。

委員 事務費ですね。要はこれだけのお金で賄えているということですね。

事務局 そうです。

委員 分かりました。これを見ていると、利用者が増えるとお金がたくさん出て、利用者が少ないと市の負担が少ないということですね。

デマンドタクシーは、電話をして家に来てもらい、それで終わりですよね。例えば、公民館で何か用事を済ませ、また家へ帰ると、600円使うことになります。中途半端なので、なかなか利用者が伸びないと思います。電話をするのも大変です。資料見たら、次回からは予約の電話は全部前日までになるのですか。

事務局 いいえ、この度ご提案させていただいておりますのは、次の説明でさせていただきますが、この①便から⑥便の便数をなくして使えるようにしたいと思っています。

ただし、予約については、利用当日の午前中にお使いになれる場合は、前日の午後6時までには予約をしていただくという点は変わりません。

委員 いろいろ聞くと、やはり使い勝手が中途半端だと思います。

これ以上出来ないのかもしれませんが、いつも望むのは、市民病院等へ乗り換えなしで行けるのが一番理想です。市街地へ行こうとすると乗り換えが必要です。

これが変わらないことには、デマンドタクシーの利用者はなかなか伸びの少ないと思います。ますます歳がたって、一旦タクシーから降りて、またバスに乗り換えることは、歳がいくと大変です。何とかこう改善できる方法は、永遠に変わらないものですか。

事務局 永遠に変わらないかは、今のところお答えはいたしかねますが、市内には、他の公共交通機関があります。有年地区のデマンドタクシーはあくまで有年地区での区域運行という形で、運行しております。

ただ、赤穂市内になりますと、タクシー会社さんが一般乗用旅客事業として運行されており、道路運送法上の制約がありますので、どこでも赤穂市内 300円 で自由に運行するというのは、今の時点ではできないと考えております。

委員 もう少し料金が上がってもいいけれど、赤穂市内に業者がある限り、有年地区の人は乗り換えて行かないといけないのですか。

事務局 いいえ、そうではなくてご自宅に一般乗用タクシーを呼んでいただいて、運行していただくというのは自由です。

委員 そうですね。

事務局 はい。そのような運行は可能です。

委員 それは分かります。有年から例えば赤穂まで行くと、約5,000円はかかります。

タクシーで行けますよと言いますが、5,000円払って行ける人がどれだけいるのでしょうか。その辺をもう少し考えて欲しいと思います。

例えば、その補助金は、今ですとデマンドタクシーやゆらのすけの補助は、国が補助してくれますので、一般財源にすると200万円程しか出していませんよね。補助金1,700万円がゆらのすけにかかっていますが、市は200万円しかかかってないということになりますよね。このようなお金をもっと使って、もっと便利にして欲しいなといつも思っています。市民目線に立ち、色々考えていただきたいです。

事務局 当然おっしゃられるように利便性向上には、今後も努めさせていただきたいと思っております。

委員 何が一番ネックになっているのかいうことを、もっと市民に聞いていただき、せめて、ていじゅうろう、ゆらのすけ、デマンドタクシーをもっと利便性を高めていただきたいです。

会長 はい。他にご質問ありませんか。

ないようですので、次に、赤穂市地域公共交通会議第9回分科会報告に進みたいと思います。

本日の協議事項は、次第5の通り、ゆらのすけの停留所新設について、デマンドタクシーの運行方法変更について、赤穂観光周遊バス陣たくん号の休止についてを予定していますが、本日の会議に諮るにあたり、事前に分科会を開催して協議を行っております。

まずは、分科会の委員長より、12月8日に開催しました第9回分科会の議事概要につきまして、報告をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 はい。それでは分科会の報告をさせていただきます。資料3の第9回分科会報告書をご覧ください。

12月8日に開催されました第9回分科会において、ここに記載してあります3つの項目について協議を行いましたので、その概要について報告をさせていただきます。

まず(1)ゆらのすけの停留所新設についてですが、委員からは地区住民としては、福浦新田と福浦コミュニティセンターの間は距離があるため、その間に停留所を新設してもらえたら、大変便利になるとの意見があり、分科会の結論としては、東西ルートに「五軒屋西」停留所を新設することについて、地区住民の利便性の向上が図れるものとして、ゆらのすけの停留所新設案を了承いたしました。

次に(2)デマンドタクシーの運行方法変更についてですが、委員からは、利用者の方々に予約時間や乗降場所、利用方法などについて、再度周知徹底するとより良いとの意見が

あり、分科会の結論といたしましては、デマンドタクシーの運行方法変更について、利用者の利便性の向上が図れるものとして、運行方法変更案を了承いたしました。

次に、(3) 赤穂観光周遊バス陣たくん号について、令和4年3月末をもって休止するとの提案があり、提案の通り了承をいたしました。

以上で分科会の報告を終わらせていただきます。

会長 ありがとうございました。

次に、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、私の方から、ゆらのすけの停留所の新設、及びデマンドタクシーの運行方法変更についてご説明させていただきます。

まず初めに、ゆらのすけの停留所新設についてであります。

お手元の資料4をお願いいたします。

今回のゆらのすけの停留所新設につきましては、福浦新田自治会から要望がございました「五軒屋西」に停留所を新設したいと考えているものでございます。

1枚めくっていただきまして、現在、月・水・金の週3日運行しております東西ルートの福浦新田から福浦コミュニティセンターのルートの途中にあります、お大師堂の前、赤色丸印をしておりますところを「五軒屋西」として停留所を新設するものでございます。

また、五軒屋西停留所新設に伴う改正時刻表につきましては、もう1枚めくっていただきまして、A3横の横長のものですが、左から6番目として、赤色で五軒屋西と、書いておりますところが、今回追加されるもので、他の停留所の時刻表については、これまでと変更はございません。なお、五軒屋西停留所新設に伴う運行につきましては、来年4月1日から実施したいと考えております。

それから今回の停留所新設とは直接関係はございませんが、現在、南北ルートA、南北ルートB、東西ルート、みどり団地ルートにおいて、新赤穂大橋から西に降りてきた、ファミリーマートの前に、「大石神社前」というバス停がございます。

こちらは現在、路線バスのバス停としても使っておりますけれども、路線バスの方では、このバス停の名称を「大石神社東」という名称に変更しておりますので、ゆらのすけの停留所についても、同じように「大石神社東」に名称変更をさせていただきます。

ゆらのすけの停留所新設につきましては以上でございます。

続きまして、デマンドタクシー運行方法変更についてご説明申し上げます。お手元の資料5をお願いいたします。

先ほども少し申し上げましたけれども、これまでデマンドタクシーの運行方法としましては、資料の上、左側、①便の7時30分から8時30分、一番下⑥便の17時から18時

までと記載しております、6便の6つの時間帯しか利用することはできませんでしたが、この運行便数をなくしまして、午前7時30分から午後6時の間、いつでも利用できるように変更して、利便性の向上を図りたいと考えております。

ただし、デマンドタクシーの車両ですけれども、現在予備車両を含めて4台で運行しておりますので、この範囲内での運行ということになります。

また、デマンドタクシーを利用する際の予約方法ですが、資料の下、右側の通りですが、利用当日午前に利用する場合は、利用前日の午後6時まで、タクシー事業者へ予約するものとし、次、利用当日午後から利用する場合は、利用当日の午前10時まで、タクシー事業者へ予約するものに変更したいと考えております。その他、乗降場所の変更はございません。このデマンドタクシーの運行方法変更につきましても、ゆらのすけ同様、来年4月1日から実施したいと考えております。デマンドタクシーの運行方法変更につきましては、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

では(3)の赤穂観光周遊バス陣たくん号の休止については、ウエスト神姫さんから、ご説明をお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

委員 ご説明させていただきます。

陣たくん号の方の休止に関してでございますが、現在、周遊バスとして運行しております陣たくん号も、こちら令和2年の4月から、現在コロナの影響がございまして、臨時的休止という形をさせていただいております。こちらは、臨時休止と言いながらもうすでに1年半以上経過がしております、この度、弊社の方で休止とさせていただきたく、今回の会議に諮らしていただければというところでございます。

また、こちらから申し添えさせていただきたい点がございまして、休止とはさせていただくのですが、決して将来にわたり復活しないというわけではないというところです。あくまで一時的に休止という措置を取らせていただくというところでございますので、ご理解をいただければというところでございます。以上です。

会長 はい、ありがとうございます。

説明は終わりましたので、順番にご意見等をお聞きしたいと思います。まず、(1)のゆらのすけの停留所新設について、分科会の報告も踏まえましてご意見、ご質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

委員 特にありません。

会長 ゆらのすけの東西ルートに「五軒屋西」停留所を新設するということにつきましては、地域住民の皆様方の利便性の向上を図れるものとして了承ということによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ご異議なしでございますので、ゆらのすけの停留所新設につきましては、原案の通り進めていきたいと思えます。

 では、次に(2)のデマンドタクシー運行方法の変更について、分科会の報告も踏まえ、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。

専門員 運行方法の変更についてと直接は関係ないかもしれませんが、デマンドタクシーの状況を資料で見させていただくと、令和2年度の利用者数が328人で、運行日数308日ですので、だいたい1日に1人弱の利用だと思えます。

 昨年度は新型コロナウイルスの影響とかもあったので、なかなか利用が進んでなかったというところがあると思えますが、令和元年の方を見ますと、利用者数が420人、運行日数が309日です。

 乗り合いタクシーということなので実際に乗り合いになっているのかが、この資料では分かりません。

事務局 はい。令和2年度の利用者数が420人で、1便当たりの利用者は1.2人です。

専門員 ありがとうございます。それぞれ市町の考え方によってもデマンドタクシーをどのような形に持っていくかというのがあるとは思いますが、他の市町では、持続させやすいということで、できるだけ乗り合いを高めようとかいうような考え方で、合理的に運行しようという考え方でやるところもあると思えますし、住民の方々に出来るだけ使ってもらい使いやすいようにということで、乗り合い率はあまり気にしないというところも一方ではあるのかなと思えます。

 普通にバスを定時で運行するよりも、1人だけでもいいからタクシーで、予約がある時だけの方が安くつくということもありますので、赤穂市さんの方向性としては、どちらでということになると、今回のこの変更を踏まえると、まずは市民の方が利用しやすいような形に持っていきたいという、そちらの方の声が強いというイメージでよろしいですか。

事務局 当然、住民の方に使っていただきたいのもありますし、乗り合いでの運行、どちらも思っております。

おっしゃられるように、以前は高齢者大学や公民館でお花見の会等あり、そこで乗り合いで使われる方がいらっしゃったのですが、去年は新型コロナウイルスの関係で、そのようなイベントがございませんでしたので少なくなったと思います。ただ、乗り合いについても、当然していただいた方がいいと思っておりますので、そこら辺はまた周知徹底して参りたいと思います。

専門員 はい。わかりました。

会長 貴重なご意見ありがとうございました。

他に何かご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。

では、今回のデマンドタクシーの運行方法の変更については、利用者の利便性の向上が図れるということでした承としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし

会長 異議なしということですので原案の通り進めていきたいと思っております。

それでは次の事項に進みます。(3)の赤穂観光周遊バス陣たくん号の休止について、ご意見があれば、お願いをいたします。

委員 陣たくん号の令和元年度の利用人数はどうですか。

オブザーバー 令和元年度のコロナ禍前の運行回数が121回で、利用者数が6,596人、1日平均で55人という実績となっております。

委員 陣たくん号が再開する時は、市民と赤穂市、もしくはウエスト神姫さんがやりましょうという流れで復活するのですか。

委員 再開する時のイメージでございますが、現段階でいきますと、コロナが蔓延している関係で、非常に利用が落ち込んでいるところでございまして、陣たくん号の運行に関しても、観光協会様、また赤穂市様からご支援をいただきながら運行している形態でございます。今後、新型コロナウイルスが収束しまして、また観光需要も戻ってきた中で、関係者と協議した上で、再開することができる環境が整いましたら再開に向けて動くというイメージでございます。

委員

ありがとうございます。

陣たくん号がなければ、タクシーで回らないといけないかもしれないですね。タクシー会社は潤うのですが、市外から来られた方は、やっぱり安価なお金で少しずつ回っていきける方がいいと思います。なくなってしまうと困るので、少しでも早く再開して欲しいなと思います。

休止については、やむを得ないと思いますが、そろそろ増えてきたからやりましょうかではなく、ぜひやろうじゃないかというような意気込みでしていただいた方が、私は赤穂市にとってもいいですし、ウエスト神姫さんはこのようなこともしてくれているのか、と市民からも喜んでいただけると思います。

観光に関わるものは、しんどくても続けていただく、どうしてもという場合は、やはり市から補助をもらってでもいいので、していただいたらと思います。早く復活して欲しいと思います。

会長

何かご意見ございますか。よろしいですか。

いろいろご意見もお伺いしましたけれども、観光周遊バス陣たくん号の休止につきましては、提案の通り了承ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし

会長

異議なしでございますので、そのように進めたいと思います。

以上で本日本日予定をしておりました協議事項は終了いたしました。

次に、次第6のその他ですが、事務局から何かあればお願いします。

事務局

本日、ご了承いただきました内容につきまして、今後、バス事業者、タクシー事業者によって、陸運局様への手続きを行っていくことといたします。

また市の方では、ホームページでありますとか、新たな時刻表の全戸配布等によりまして、住民への周知、またPRに努めて参りたいと思っております。

以上でございます。

会長

この際ですので、何かあればご発言をお願いします。

委員

特にありません。

会長

それでは最後になりますけれども、本日は年末のお忙しい中、ご出席をいただきまして

ありがとうございます。

今後、人口減少と高齢化が一層、赤穂市でも進行をしていく中で、公共交通は最も大きな行政課題の一つでございますので、皆様方には、今後ともいろいろご支援、ご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。誠にありがとうございました。